

2016 年 11 月 14 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

日本共産党神奈川県議会議員団
団長 井坂 新哉

2017 年度神奈川県予算・施策に関わる要望

日頃より県民の福祉の増進へのご尽力に敬意を表します。

7 月に起きた県の障がい者施設津久井やまゆり園での殺傷事件は、あまりにも衝撃的でした。障がい者の存在を否定する優生思想に基づく差別思想は、絶対に許されるものではなく、私たちはこのような考え方を強く非難するものです。

障がい者や高齢者など、社会的に弱い立場の人々を狙った事件が近年多く発生している状況を軽視せず、人権の否定につながるような社会的な背景を取り除くために私たちは力を合わせなければなりません。

さらに、今年 9 月施行となった戦争法（安全保障関連法）は、多くの憲法学者、元最高裁長官なども憲法違反と明言しているものであり、立憲主義を否定するものとして私たちは絶対に認めることはできません。現在、南スーダンでの駆けつけ警護に自衛隊を派遣する動きが進められており、まさに自衛隊員が海外で武力行使するかどうかという事態に直面します。米軍と自衛隊の一体化に向けた動きも加速するなど、憲法 9 条の平和の理念をどう大切にするかが問われています。

また、県民の生活も厳しい状況が続いています。不況が続く中で消費税の 10%増税が先送りされたとはいえ、物価の上昇と賃金の伸び悩みなどで国民の購買力が低下しており、ますます所得格差が増大しています。アベノミクスの破たんはもはや誰の目にも明らかで、経済格差の増大が深刻な貧困問題も広げています。特に子どもの貧困は将来にも影響する重大問題です。それにもかかわらず、非正規社員の増加、年金の切り下げ、生活保護費の減額など、社会保障の削減が進められています。このような社会保障の切り下げにストップをかけなければ、安心して暮らすことができません。

さらに放射能災害の問題は、横須賀に原子力空母が配備されている以上、重大な問題です。国は、原子力艦の原子力災害対策マニュアルを改訂しましたが、あまりにも不十分な対策で、これでは県民の安心・安全を守ることができません。厚木基地での爆音問題、相模総合補給廠での爆発事故の原因究明と再発防止、日米地位協定の改定など、基地を抱える神奈川県としての取り組みはますます重要になっています。

このような政治の中では、今、まさに日本国憲法の実現するための取り組みが大切になっています。県政が県民のいのちとくらしを守る防波堤となって、教育、福祉などの充実でくらしを応援する、自治体本来の役割を発揮することが求められています。こうした立場から、県民の切実な要望が来年度予算で実現されるよう、以下の要望を提出するものです。

I 子育て支援をつよめ、「子育てするなら神奈川で」の実現を

1 子育て支援策の充実・強化

(1) 子どもの権利条約に則り、子どもたちの権利を守る立場で子どもに係る施策の優先度をあげるため、子どもの権利条例を制定すること。

(2) 子どもの貧困対策の推進

① 県内の子どもの貧困の実態調査を実施すること。

② 神奈川県子どもの貧困対策推進計画を実効あるものとするよう、この計画にある諸々の施策の内容を必要ある県民に届くよう、様々な媒体を利用して、きめ細かく周知徹底すること。

また、計画に載っている市町村で行っている事業については、市町村に任せるのではなく、県として財政支援を行うこと。

(3) 小児医療費助成制度の充実を

① 小児医療費助成制度の補助対象を所得制限なしで中学校卒業まで拡大し、通院、入院時の一部負担金を撤廃すること。市町村格差を解消する手立てとして、県内すべての市町村への補助率を 2 分の 1 に引き上げること。

② 国に対し中学校卒業までの小児医療費を無料化する全国一律の制度の創設と、地方単独医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置を直ちに廃止するよう求めること。

(4) 保育所に関すること

① 子ども子育て支援制度が始まり 2 年が経過しようとしています。規制緩和に伴い、保護者への保育料以外の新たな負担や子どもの保育条件の低下が起きていないか県として実態を把握し、公表すること。

② 保育所の整備支援

ア. 保育所の 3 要件（園庭がある、自園調理ができる、避難経路が確保されている）が満たされた公立保育所の増設のため、安心子ども基金のみならず、県独自の補助制度を創設すること。

イ. 無認可のベビーホテルにおける事故を解消するために、体制を強化し抜き打ち検査・指導を行うこと。違反に対しては罰則を設けること。

ウ. 認可保育所への希望者がいつでも入れるように市町村と連携して認可保育所の増設・整備をおこなうこと。土地を確保にあたっては市町村と協力して行うとともに、県として増設・整備に対する補助をおこなうこと。

③ 保育士不足の解消は、保育士の労働条件などの改善が重要です。賃金アップのための補助制度を創設すること。また、専門家である保育士の目が子どもたちに行き届くように、小規模保育所の配置基準の見直しとともに、資格要件をすべて保育士とするよう国に求めること。

④ 待機児が深刻な地域は、早期に保育所の新設を促進するよう支援すること。保育所の新設にあたっては、県有地を無償貸与すること。また、市町村などが公的

な施設を建設する場合は低廉とすること。

(5) 児童野外活動センター「こどもの杜」への支援

県内唯一の児童野外活動センター「こどもの杜」は、児童福祉の発展に寄与することを目的とした施設である。開設以降 28 年が経過し、施設の老朽化が進み改修すべき箇所も目につく状況です。利用料の改定や募金の実施などで自主財源の確保に最大限の努力をはらっているものの、県からの運営費補助は 2012 年度から限度額の見直し、今年度は廃止となり、施設の運営が厳しい状況である。

こどもの杜の健全な運営が図られるよう、補助制度を復活すること。

(6) 学童保育の充実

① 神奈川県内の全ての学童保育（放課後児童クラブ）に対して、国の子ども・子育て支援交付金の補助金額を下回らないよう引き続き財政措置をすること。最低でも補助金の満額を支給すること。

② 国の「新制度」の趣旨に則り、市町村が制度を十分活用した財政措置をしよう、県として周知徹底すること。特に以下の点について支援すること。

ア. 全ての学童保育（放課後児童クラブ）に対して、国の子ども・子育て支援交付金の補助金額を下回らないような額の交付申請にすること。

イ. 指導員賃金が極めて低い水準である実態を踏まえ、引き続き国の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」の満額を確実に予算化し、市町村格差をなくすこと。

③ 学童保育指導員の研修を充実し、そのための財政的支援を行うこと。

ア. 県が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」は、学童保育のあり方について理解が深められるような内容で実施できるよう、関係団体と協議して進めること。

イ. 神奈川県が実施している放課後児童クラブ支援員等研修（現任者研修）について、学童保育の実践に裏付けられた専門性のある内容で実施回数を増やして引き続き充実を図ること。

ウ. 前項の研修について、学童保育指導員が業務として位置づけられるよう、市町村および事業主体に対して、周知すること。また、参加しやすい計画とすること。

④ 学童保育を必要としながら経済的困難を抱えて利用できない子どもも学童保育が利用できるよう、市町村が学童保育に財政支援するための支援を県として行うこと。

⑤ 障害児受入補助（障害児受入推進事業）を、国庫基準を上回る形で実態に合わせた指導員加配に対応できるものとする。

⑥ 災害時に子どもの命を守るため、以下を実施すること。

ア. 県が 2015 年 3 月に発表した地震被害想定調査報告書を踏まえ、県の責任において県内の学童保育所の耐震調査を実施すること。その結果、安全が確保できない施設については、至急対策を講じるよう市町村を支援すること。

- イ. 県が非常災害対策指針を策定し、市町村及び事業者がそれを実施できるよう支援すること。
- ⑦ 「神奈川県放課後児童クラブ・活動実践ガイドライン」について、以下のことを実施すること。
 - ア. 国が示した運営指針に沿って学童保育の質が充実するような内容にすること。
 - イ. 県内学童保育の質の向上に向け、普及推進を図ること。
- ⑧ 国に対して以下の事項を要望すること。
 - ア. 学童保育の補助単価を学童保育の実情に見合うよう、大幅に増額すること。
 - イ. 「子ども・子育て支援新制度」で児童数の数え方など、誤解を招いている内容について学童保育として必要な改善を行うこと。
 - ウ. 学童保育を児童福祉法の中で「児童福祉事業」ではなく「児童福祉施設」に位置付けること。
 - エ. 「放課後子供教室」などすべての児童を対象とした事業と学童保育は目的も役割もちがうので、それらを一体化するのではなくそれぞれ独自の事業として実施すること。
- ⑨ 以下の事項について市町村を支援すること。
 - ア. すべての小学校区に学童保育が実施されるようにすること。
 - イ. 「放課後子供教室」などすべての児童を対象とした事業と学童保育は目的も役割もちがうので、それらを一体化するのではなく、それぞれ独自の事業として実施すること。
 - ウ. 市町村の責任で研修を実施し、学童保育指導員（放課後児童支援員等）の力量向上をはかること。その研修は学童保育の実践に役立つ内容で実施すること。また、全ての指導員が業務として研修に参加できるなどの支援をすること。
- (7) 児童相談所の職員を正規職員で増やすこと。児童福祉司1人あたりの担当件数を50ケース以下とし、業務負担の多い「虐待ケース」のみを担当する場合は20ケースを限度とする人員の配置を行うこと。
- (8) 福祉施設の充実を
 - ① 不足している障害児施設、重心施設、児童養護施設など、施設整備を促進すること。
 - ② 重症心身障害児が地域で安心して生活するために、必要な対応の検討結果を明らかにすること。
 - ③ 児童養護施設を卒園した後の支援体制を整えること。

Ⅱ 子どもの成長をはぐくむ豊かな教育と環境整備を

1 ゆきとどいた教育の推進

(1) 義務教育の充実

- ① 一人ひとりに目を向けてほしい、丁寧に勉強を教えてほしい、話を聞いてほしいという子どもたちの願いに応えるため、「30人以下学級」をすべての学年で実施すること。また、当面、県独自に教員を配置し、小・中学校の35人以下学級の対象学年を増やすこと。
- ② 定数法に基づいて教職員は正規雇用とすること。また、定数内臨任が増え、正規雇用の教職員に過重な負担がかかり、学校運営にも支障をきたしている実態を調査すること。
- ③ 学校司書、学校図書館担当職員を専任で配置するための市町村への助成制度を創設し、その配置を促進すること。
- ④ 小中学校の教室へのエアコン設置を促進するため、県が支援すること。

(2) 高等学校教育の充実について

- ① 全国最低水準の全日制高校進学率は、生徒や保護者に大きな不安と過度の競争心をおしつけ、全国最高位の神奈川のいじめ、不登校、暴力行為の原因の一つともなっている。希望する生徒が全日制高校に進学できるように、公立全日制高校の定員を増やすとともに、私学の学費補助の増額で学費の公私間格差を解消すること。
- ② 県立高校改革計画を見直して20～30校の削減を行わないこと。また、現場の要望が強い学年6～8学級標準を守ること。
- ③ 高校授業料無償化
 - ア．国際人権規約の規定に則って、高校授業料無償化における所得制限撤廃を国に求めること。
 - イ．私立高校の授業料実質無償化にむけて、高等学校就学支援金制度の維持・拡充を図るよう国に要求すること。
 - ウ．県独自に全高校生を対象にした給付型高校奨学金制度を創設すること。
- ④ 現業の民間委託25校をやめ、現業職員の採用を再開すること。
- ⑤ 学校司書の採用を大幅に増やすこと。また、採用試験の年齢制限をなくすこと。
- ⑥ 学校事務センターを解消し、各学校に3人体制の学校事務室を4～5人体制に戻すこと。
- ⑦ 日本学生支援機構の奨学金申請業務が、学校現場に与える影響を調査し、教員の多忙化を解消すること。

(3) 大学授業料無償化にむけて

国は2012年9月、高等教育の学費を段階的に無償化することを定めた国際人権規約を受け入れた。同規約に従い、給付制奨学金を直ちに創設するよう国に求めること。また、当面県として学生が大学に入学し、安心して学べるよう給付型奨学金制度を創設すること。

(4) 私学助成の充実

- ① 私学経常費補助金を国基準以上に改善すること。
- ② 私立学校への施設整備費及び耐震補強工事に対する県の補助を新設すること。
- ③ 神奈川県私立学校生徒学費緊急支援補助金を拡充し、家計が急変した家庭の児童生徒が安心して学校生活を送れるようにすること。

(5) 特別支援学校の充実について

- ① 県立障害児学校の過大規模・過密化を解消し、適正規模・適正配置とするために新たな障害児学校再編整備計画を策定すること。
- ② インクルーシブ教育の導入にあたっては、現在の費用の 10 倍の費用を要するとの文科省見解に立って、障害のある子どもたちの発達を最大限保障するための条件整備に十分な予算を組んで、関係者及び県民の合意を図ること。
- ③ インクルーシブ教育の推進にあたっては、障害児の発達を保障する教育条件整備を行うこと。また、高校における特別支援教育の場として、特別支援学級を設置すること。
- ④ 特別支援学校高等部は居住地をふまえ、希望する学校への全員入学を保障すること。
- ⑤ 義務教育児童・生徒の障害児学校は、希望する児童生徒を受け入れられるよう、条件整備を行うこと。
- ⑥ 指導上必要な進路指導・カウンセラーなど専門的な教職員を、分教室へ配置すること。また、養護教諭を常勤とすること。分教室の施設・設備を拡充すること。
- ⑦ 障害児学校の劣悪な施設設備（特にトイレ）の改善を図ること。また、耐震化対策をすすめ、現在 91.6%の耐震化率を早急に 100%にすること。
- ⑧ 秦野養護学校末広校舎の教育条件（施設設備、教職員の配置）を本校と同等とし、教育活動に支障のないよう整備すること。
- ⑨ 自力通学に向けた支援制度の創設に関係機関に働きかけること。また、特別支援学校に通う医療的ケアの必要な児童生徒が安心・安全に通学できるように対策を講じること。
- ⑩ 特別支援学校の校外学習に、医療的ケアの必要な児童生徒が、親の付添がなくても新学期から参加できるように対策を講じること。
- ⑪ 県立中原養護学校の再構築（建直し）計画を早急に行うこと。
- ⑫ 県立三ツ境養護学校の老朽化に対応して、新校舎建設の具体化を行うこと。
- ⑬ 2026 年閉校予定の横浜市立北綱島特別支援学校は、横浜市や関係者と協議し、財政支援や県への移管も含めて存続を図ること。
- ⑭ 横浜市港北区内に肢体不自由児が通える 150 人規模の特別支援学校を建設し、横浜市北部、川崎市中部・北部の過大校及び通学時間の解消を行うこと。
- ⑮ 湯河原町に設置する県立小田原特別支援学校（養護学校）の分教室に、肢体不自由児級の設置を図ること。また、県立特別支援学校の分教室は、知的障害児が対象で給食設備もないので、知・肢併置で分教室ではなく分校として設置すること。

(6) 県立高校の耐震化、老朽化対策について

- ① 県立高校の耐震化・老朽化対策工事促進を図ること。文科省は、児童・生徒たちが生活し、災害時には避難場所ともなる学校の耐震化に「Is 値」0.7 以上を求めている。しかし、県立高校は耐震化工事完了済みの学校を含め、ほとんどが文科省基準(Is 値 0.7)を下回っている。県立高校の耐震化基準を「Is 値」0.6 から 0.7 以上に見直すこと。
 - ② 老朽化、設備劣化が著しい県立高校の老朽化対策計画を早急に策定し、改修、改築を急ぐこと。
 - ③ 冷房機器を県立高校の図書準備室・技能員室・体育科準備室・芸術科家庭科以外の特別教室・視聴覚室・教科準備室などすべての部屋に設置すること。
- (7) 全ての中学校で完全給食の実施を
- ① 県立中等教育学校で給食を実施すること。
 - ② 全国最低の実施率となっている中学校完全給食の施設整備と、運営費補助に対する県独自の助成制度を創設し、中学校完全給食の実施を促進すること。
 - ③ 栄養士配置の拡充など、市町村の学校給食充実を支援すること。安全で豊かな学校給食のために、地産地消、自校方式、直営方式で、災害時にも対応できるよう支援すること。
- (8) 全国学力テストについて
- ① 全国学力テストは、全国的に平均点競争が過熱し、学力形成に結びついていないと問題になっている。
競争教育の弊害から子どもたちを守り、子どもたちが助け合い、ともに伸びる教育への転換をはかるために、その中止を国に求めること。
 - ② 旭川学力テスト事件最高裁大法廷判決（1976.5.21）は「学校別の結果公表を許容すれば」学力テストは教育基本法 16 条 1 項に違反するとしている。学力テストの弊害を加速する結果公表を行わないことを県として引き続き取り組むこと。
- (9) 教科書採択の改善について
- ① 小中学校の教科書採択については、採択地区の小規模化を図るとともに、政治的介入を排除し、憲法に基づく教育を保障すること。最終的に各学校採択をめざし、学校・教員の意向や保護者の意向がより反映されるよう改善すること。
 - ② 高校日本史採択で県教委による特定教科書排除は、憲法・教育基本法に反し、教育への政治的介入にあたるので改めること。
- (10) 外国人学校への支援について
- ① 朝鮮学校を含む外国人学校への県補助金（経常費補助）を復活するとともに、学費補助の拡充を行うこと。
 - ② 学費補助の申請方法を統一すること。
 - ③ 外国人学校の耐震診断及び、補強工事を行うこと。
- (11) 夜間中学については、当該自治体任せにせず、地域適正配置や東京都に見られる教員配置など県が責任をもってすすめること。
- (12) 卒業式・入学式における「日の丸」「君が代」の強制をやめ、「国歌斉唱」時の起

立が強制ではないことを広く県民に知らせること。

- (13) 神奈川県内の小・中・高校のカリキュラムとして実施されている、自衛隊の体験学習は止めること。
- (14) 2005 年に一般財源化された就学援助制度を国庫補助制度に戻し、就学援助を必要とする全ての家庭が受けられるように国に求めること。
- (15) 不登校の子どもたちが豊かな生活と学習ができるように、フリースクール等に対し家賃やスタッフの賃金などへの運営費を補助すること。

Ⅲ 高齢者・障害者福祉と県民のいのちを守る医療の充実を

1 介護など高齢者福祉の充実について

(1) 介護報酬の再改定について

- ① 2015年4月から介護報酬2.27%のマイナス改定が実施されたが、処遇改善加算(+1.65%)と認知症中重度加算(+0.56%)を含んでの引き下げであり、実質的には4.48%の大幅な引き下げと言える。介護事業所の経営難や介護従事者の労働条件の改悪を懸念する声が多数聞かれており、次期の改定では10%以上の再改定を行うよう国に求めること。また、報酬の引き上げは「加算」ではなく介護報酬全体（基本報酬）の底上げを図るよう求めること。
- ② 介護報酬の増額改定においては、介護保険に対する国庫負担を増額するなど、保険料と利用料の利用者負担が増えないよう国に求めること。

(2) 特別養護老人ホーム整備に関すること

- ① 2015 年の介護保険制の改定で、要介護 1・2 の軽度者を特別養護老人ホームの入所対象から除外したことや、利用者負担の見直しや補足給付の見直しによって、経済的負担が増えたことで特養待機者が減少しているとのことである。
国に対して、このような改定をやめ、もとにもどすよう要求すること。そして、要介護度が低い高齢者や低所得の高齢者でも入所ができるように特別養護老人ホームの整備を進めること。
- ② 特別養護老人ホームへの長期待機者を解消するよう、県の責任で未利用地を利用して特養ホームの整備・増設をすすめること。特に増設は、待機者の多い地域からすすめること。
- ③ 2015 年の介護報酬の引き下げにより、小規模時事業者は大幅な減収を余儀なくされている。事業所の廃業、倒産、経営状況の悪化などの状況を県として把握すること。また、その状況を国に知らせ、介護報酬の引き上げを中止するよう、要求すること。

(3) 補足給付に関すること

- ① 特別養護老人ホームや老健施設など介護保険施設で補足給付の見直しが実施され

た。補足給付の申請には、収入申告や負債状況を記入するだけでなく、預金通帳の写しの提出や金融機関への調査に関する同意書を一律に求めるなど、まるで生活保護の申請を思わせるような手続き内容に利用者・利用者家族から戸惑いの声が出ている。補足給付の申請の際に一律に同意書をとるのは、直ちにやめること。

- ② また、補足見直しにより経済的な負担が増え、施設入所が困難になる高齢者や施設を退所せざるを得ない高齢者が生まれている。低所得の高齢者が安心して施設に入所できるよう、県独自の制度を創設すること。

(4) 総合事業に関すること

昨年4月の「改正」介護保険法は、要支援1・2の訪問介護と通所介護を市町村の総合事業に移行することが決められた。総合事業に移行するには、以下の点に十分配慮して行うよう県から市町村へ働きかけること。

- ① 総合事業の開始と同時に「チェックリスト」が活用されることになったが、要介護認定の形骸化に繋がらないよう、要介護認定申請の意志が確認された場合には、「チェックリスト」の活用を控えること。
- ② 要支援1・2の訪問介護と通所介護利用者を機械的に総合事業に移行しないこと。専門職種によるサービスが必要な人には、継続して現行相当の介護予防給付を認めること。
- ③ 総合事業は、人員基準などを緩和した基準を認め、しかも報酬単価を現在の介護予防以下にしようとしています。サービスの質を確保するためにも適切な報酬単価の設定と必要な人員や専門職員配置を行い、介護サービスの充実に努めること。

(5) 介護・福祉労働者の確保と処遇改善

- ① 県独自の人材確保対策や人件費補助のための措置を講じること。その上で、職員配置基準や常勤換算問題について、引上げや見直しを国に働きかけ、改善を求めること。
- ② 介護職員の処遇改善加算は、以前支給していたように介護報酬から切り離し、処遇改善交付金として支給するよう、国に対して働きかけること。また、介護職員の資格取得・スキルアップ支援に取り組むとともに、給料実態を資格ごとに把握し、それを根拠に給料引き上げへ対策を講ずるよう、国に強く求めること。

(6) 介護保険法に関する下記の内容について国への要望すること。

- ① 2017年の介護保険法「改正」において生活援助をはじめとする軽度者のサービス削減や利用料の引き上げを実施しないこと。
- ② 一般財源の導入による介護職員の大幅な処遇改善を実現すること。
- ③ 必要な介護サービスが保障されるように現行制度を改善し、施設などの基盤整備を強化すること。
- ④ 以上を実現するために、消費税増税によらない必要な財源を確保すること。

(7) 高齢者が地域で生き生きと暮らせるために

- ① 高齢者の社会参加や生活維持等のため、バス路線維持など交通不便地域の公共交通の維持・充実に取り組んでいる市町村を県として財政支援すること。

- ② ミニバス運行など努力している事業者、自治会、NPOなどに対し県として財政支援を行うこと。
 - ③ 独居高齢者の実態把握を市町村と連携して行い、孤独死などを未然に防ぐための対策を強化すること。
 - ④ 高齢者の未病や地域支援活動、訪問活動に対して財政的支援を行うこと。
 - ⑤ 高齢者向け県営住宅（シルバーハウジング）を増やすこと。
 - ⑥ 高齢単身者が入居できる公営住宅を増設すること。また、民間賃貸住宅等の入居の場合は家賃補助を行うこと。
- (8) 年金制度について県民、高齢者の生活を向上させ、神奈川県経済活性化と財政の安定をはかるため、下記事項を国に求めること。
- ① 物価が上がっても賃金下がれば賃金に合わせて給付をマイナスにするなど、際限のない年金削減を狙う年金制度の改悪は行わないこと。
 - ② 年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと。
 - ③ 全額国庫負担の最低保障年金制度の実現をはかること。
 - ④ 高齢者の生活を安定させるため年金の毎月支給を実現すること。
 - ⑤ 年金積立金の株式運用の拡大は止め、給付額を引きあげること。

2 障がい者福祉予算の増額、生活支援・医療の充実を

- (1) 2014 年障害者権利条約を批准したことを受け、その理念を広げ、県のあらゆる施策に反映するために、障害者権利条例や障がい者差別禁止条例を制定すること。
- (2) 障害者差別解消法における「差別を解消するための措置」として位置づけられる「差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の不提供の禁止」を具体化すること。
- (3) 障害者差別解消法や、ともに生きるかながわ憲章などの主旨を生かし、障害に対しての理解が得られるよう、県の全職員に対し研修を重ねると共に、現場の見学などを行うこと。
- (4) 在宅重度障害者手当を以前の制度に復活し、拡充すること。
- (5) 重度障害者医療費助成制度の拡充を
 - ① 重度障害者医療費助成制度を「障害者医療費助成制度」と改め、精神障害者 2 級までの通院費・入院費の助成を行うこと。また、ただちに精神障害者 1 級の者への入院費を助成する基準に改めること。
 - ② 当面、精神障害者 2 級の者について精神科以外の通院費 3 割負担を軽減するなど、段階的に助成制度の改善を図ること。
 - ③ 市町村格差が懸念されることから、一部自己負担および、所得制限、年齢制限の導入を中止すること。また、中軽度の障がい者が 65 歳以降に障がいが重度化し、重度障がい者になった場合は助成対象とすること。
- (6) 障がい者が障害者総合支援法に基づくサービス利用計画書を作成するにあたっては、障がい者の不安や疑問に答え、障がい者の意向に沿った計画が策定できるよう専任の相談支援員を配置した相談機関を増設するよう、市町村に働きかけるとともに県とし

ても支援を強化すること。

- (7) 各福祉関係団体が福祉ネットワークを維持し、県民と共に県民への福祉サービス向上に取り組めるよう「福祉の拠点施設」において活動し、幅広い支援策を生み出すことができるように環境整備の支援をすること。

- (8) 障害者への支援の強化について

① 視覚障がい者の投票する権利を確実に保障するため、選挙管理委員会の責任で投票所への誘導を無料で行うこと。または、選挙管理委員が訪問し、投票を受け付けること。

② SP コードの普及促進を図ること。

③ ライトセンターの指定管理料を増額するとともに、施設改修などを進めること。

④ 県内各市町村が実施している福祉タクシー制度において、その全てが県内どこでも利用できるように、県の支援を強めること。

- (9) 県社会福祉会館使用停止（耐震性を施せない）後も、障がい者団体、福祉関係団体の活動が円滑に継続できるように対策を講じること。

- (10) 重症心身障害者への成年後見人は、経済活動に伴う後見よりも、身上監護および福祉的ケアの役割を多く求められる実情がある。そのため一部の市では、市の社会福祉協議会や安心センターが法人後見の機能を持ち、行政と緊密な連携を保ちながら本人の生活支援を含めた後見役を担っている。このような成功例を県全体に広めること、また市民後見人要請を担っている各地の社会福祉協議会が障害者のための法人後見人を行うことができるよう支援すること。

- (11) 精神疾患（障がい）について

① 精神障がい者が地域の中で生活ができるよう、グループホームやデイケアの充実、相談支援員を増やすなど、支援施策の拡充を図ること。

② 長期入院の結果、退院後の生活の見通しが見えないまま年齢を重ねている精神障がい者の地域移行・地域定住支援の市町村事業に県としても助成すること。

③ 精神科入院医療における「精神科特例」の廃止を国に働きかけること。

④ 若者が自らの精神的不調に気づき、早期に助けを求めるためにも、また障害を理解し偏見や差別を生まないためにも、学校教育の中で精神障害について学習内容を充実させ、正しく学ぶ機会を増やすこと。

⑤ 脳性マヒやポリオ等の二次障害を予防・治療する総合的な対策を講じること。

ア. 当事者や専門家も含めての検討や研究をすすめる機関を創設すること。

イ. 必要かつ専門的な医療が受けられる専門医療機関等の拡充や連携、医師等の育成を推進すること。

- (12) 福祉施設整備について

① 湘南東部福祉圏域に、医療型障害児入所施設及び療養介護事業所を設置すること。

② 県央福祉圏域の医療介護型施設の増床と新規に施設を設置すること。

③ 地域の総合病院に在宅の重症心身障がい児・者が緊急時および家族のレスパイト時に入院できるベッドを確保するよう、県から働きかけるとともに財政的支援を行

うこと。

- ④ 在宅の重症心身障がい児・者が通える、医療的ケアに対応できる通所施設を増やすこと。またその通所施設が、ショートステイも可能となるように施設の充実を図ること。
- ⑤ 重症心身障がい者の短期入所や日中一時利用ができる施設の増設を図ること。
- ⑥ 肢体不自由者の通所施設や生活介護事業所を増設し、利用者が選べる環境を早期に講じること。
- ⑦ 肢体不自由者（重症心身障害者含む）のグループホームの設置を促進すること。
また、医療的ケアを必要とする障害者も利用できるよう、積極的な医療との連携と設置が進むように、市町村に働きかけること。
- ⑧ 肢体不自由者が地域で安心して暮らすために、県として家賃補助の充実を引き続き行うこと。
- ⑨ 親亡き後や高齢の障がい者を介護している家庭、一人暮らしの障がい者のための支援を充実すること。
- ⑩ 地域生活支援拠点の検討が各市町村で行われている。保健福祉圏域に1カ所、面的整備型で実施する市町村が多いようである。国や県が決定したことは、市町村が事業を実施する際の根拠となることが多いので、短期入所等の保健福祉圏域でカバーしなければならない機能と、24時間安心コールセンター等の市町村でそれぞれ設置しなければ機能しない支援の位置づけやガイドラインを県が作成すること。
- ⑪ グループホームの設置が各市町村でより一層進めることができるように、県として支援すること。
- ⑫ 単独型短期入所促進事業は、通所施設等がその対象となっているが、事業が促進されるよう当該事業内容を市町村に対してきめ細かく周知徹底すること。
- ⑬ 療養介護施設の入所者募集にあたり、医療的ケアの程度が重い人を排除しないよう、対策を講じること。
- ⑭ 障がい者の移動支援サービスなどが利用できない地域がある。県として事業所設置を促し、何処に住んでいても、何時でも利用できるようにすること。
- ⑮ 神奈川県は、障害者基礎年金の判定を行う医師が全国でもっとも少ない。十分な審査ができるように認定医を増やすこと。
- ⑯ 障がい児の放課後等デイサービスを増設するとともに質の向上を図ること。

3 医療の負担軽減、地域医療拡充を

- (1) 神奈川県保健医療計画が実効性あるものとなるよう、臨床現場の医師の意見を生かすこと。
- (2) 妊婦検診・妊婦健康診査制度の国交付金を充実するよう国に求めるとともに、本人負担ゼロを目指し、県として助成すること。
- (3) 定期予防接種に係る経費は普通交付税措置ではなく、全額国庫負担とするなど、自治体間において費用負担の格差が生じることがないよう、国に働きかけること。

- (4) 重粒子線治療に対する保険適用及び先進医療Aの継続を国に求めるとともに、県として治療費補助や治療費貸付とその利子補給をおこなうなど、患者負担を軽減すること。
- (5) 子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）接種後の健康被害者を支援するために
- ① 同ワクチンの接種を即時中止するよう国に求めること。
 - ② 副反応に対する治療体制、対応可能病院の情報提供体制を整えるよう国に求めること。
 - ③ 被害を疑う保護者からの相談に応じる窓口を、県内に設置すること。
 - ④ 被害者が通院・入院等の治療にかかる医療費に対する助成制度を再開すること。
- (6) 血友病は、内部疾患を遺伝としており、病態の発生を抑えるためには継続的に投薬治療等が必要です。このため医療費の助成なくしては治療の継続は考えられない状況です。引き続き医療費の助成を講じること。
- (7) 膀胱直腸障害3級・4級についても医療費助成の対象とすること。
- (8) 一般不妊及び不育症治療について、医療保険の適用や費用の助成などの治療の実務に応じた新たな制度の創設を国に働きかけること。不育症の研究や残材育成を推進するように国に働きかけること。また、県の特定治療助成対象事業の対象枠を拡大し、不育症治療に係る検査及び治療費についても助成対象とすること。
- (9) 国へ医業税制（診療報酬の事業税非課税及び社会保険診療収入への租税特別措置法第26条）の存続と、診療報酬への消費税ゼロ税率の適用を求めること。
- (10) 差額ベッド料をめぐるトラブルの解消を神奈川県行政の課題として位置づけ、市町村とも連携して実態把握を強め、病院の対応の適正化をはかるとともに、差額ベッド料についての基本的な理解や同意書の重要性を県民に周知するために、県として取り組みを具体化し、積極的な役割を果たすこと。
- (11) お産難民にならないために、医師や助産師、看護師を増やし安心してお産ができる体制を確立するため、県として支援を強めること。また、院内助産所や助産師外来の普及、助産所開業の促進等、助産師の活用をすすめること。
- (12) 医師数、看護師数など神奈川の医療指標は全国最低水準を争う状況にある。医師・看護師・医療従事者の労働条件の改善を含め、必要な地域医療の確立に向けて医療提供体制を拡充すること。
- ① 医師の確保対策について
 - ア. 「国家戦略特区」において、医学部新設など医療秩序を混乱させる医師養成の具体化を行わないこと。
 - イ. 勤務医の労働時間、日当直勤務、休日・年次有給休暇（取得状況）等の労働実態調査を行うこと。
 - ウ. 新卒医師の初期臨床研修制度において、募集定員の調整枠の権限が国から県に移されたが、定数配分が大病院に偏ることがないように、中小病院の地域での役割や実績などを考慮して配分すること。

- ② 県内すべての准看護師養成停止及び移行問題について
 - ア. 県内の准看護師養成所がほとんど閉校になる事を踏まえ、希望する県内全ての准看護師が看護師に移行できる計画を策定すること。
 - イ. 県立保健福祉大学での併設等を含め希望者全員の受講を保障する２年課程通信制養成所の開設を早急に行うこと。
- ③ 看護師等の卒後教育と雇用の質の向上について
 - ア. 看護師確保法で定めている卒後教育について、県内全ての看護職員が受講できる生涯学習制度を確立すること。
 - イ. 第７次看護職員需給見通しの神奈川県需給状況について、以下の事が実現できるものとする。
 - i. １日（１回）の労働時間は８時間以内、夜勤交替制勤務者の勤務間隔１２時間以上、週労働時間３２時間以内にする。
 - ii. 時間外労働の不払い賃金一掃の実現。
 - iii. 妊産婦の夜勤や時間外労働がないこと。
 - iv. 産前産後８週以上の休暇
- (13) 神奈川県総合リハビリテーションセンター {リハセンター} について

２０１６年度からの１０年間の指定管理料設定の前提とされた、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団 {リハ事業団} 職員の新給与体系は、技術や経験を蓄積してきた職員を正當に評価するものではないとして受け入れられず、看護職員をはじめとした多くの職員が退職し、リハセンターの機能喪失が懸念される事態となっている。

こうした事態を打開し、リハセンターが県民の医療福祉を充実・向上させる役割を十分に果たせるよう、県として、２０１６年度から２０２５年度までの１０年間の指定管理料を抜本的に見直して増額すること。
- (14) 大気汚染被害（気管支喘息、慢性気管支炎、肺気腫）に対する医療費助成を行うこと。
- (15) 粉じん対策、建設労働者の健康対策、廃棄後の管理など、県民の健康被害を防ぐ、県のアスベスト対策の充実をはかること。また、国に対してアスベスト被害者の救済・根絶に向けた対策を強く求めること。
- (16) アスベストの存在を確認せず、改修工事や飛散防止対策なしで解体工事が行われている。健康被害を促すような不適切な工事を把握し、改善指導を行うこと。
- (17) 国民健康保険について
 - ① 国保都道府県単位化について
 - ア. 将来にわたる保険料増額をふせぐため、国に働きかけるとともに、保険料負担割合を協会けんぽ本人負担分くらいになるよう県として財政的支援を検討すること。
 - イ. 市町村国保担当者に、国保都道府県単位化についての理解や認識の違いが見受けられる。国会審議も踏まえ、県として市町村に正確な理解を示し認識

を共通にすること。

ウ. 昨年、横浜市が資格証明書の発行について大幅な改善をされたが、その一方で滞納者との面会や対話もせず、一律に資格証明書の発行や強権的な滞納処分を行っている市町村の存在も聞いている。「資格証明書」の発行ならびに保険料の減免規定に関し、生活実態にあった運用とし、滞納制裁の乱用がないよう指導・監視すること。

- ② 国民健康保険の「資格証明書」の発行ならびに保険料の減免規定に関し、生活実態にあった運用とし、滞納制裁の乱用がないよう指導・監視すること。

(18) 後期高齢者医療制度について

- ① 後期高齢者医療制度の速やかな廃止を国に求めること。市町村とも協力し、75歳以上の方が負担する医療費を無料にすること。また、75歳の人間ドック受診料を無料にすること。
- ② 神奈川の平均保険料は東京に次いで高く、保険料負担率も制度導入当初に国が示した一割を超えている。県として財政措置を取り、保険料負担を軽減すること。
- ③ 後期高齢者医療保険料の特例軽減の廃止をやめるよう国に求めること。また、県として財政措置を取り、引き上げ分に相当する保険料負担を軽減すること。

(19) 透析患者の疾病対策ならびに助成制度対策について

- ① 通院困難者対策として、介護保険施設・医療保険施設間の患者送迎の費用が使えるように国に改善を求めること。
- ② 県主体の老健施設等の新設ならびに透析施設併設の推進を行うこと。

県内には、透析治療が可能な設備を併設する施設等が僅かしかない。既存施設においては併設を推進し、新たに設置する施設においては、透析治療施設併設を図ること。

- ③ 医療従事者（医師・看護師）の往診の活発化推進を行うこと。

地域における中核病院を中心とした、医療機関ネットワークを駆使し、地域主治医（見守り医）や看護師による往診医療や在宅透析治療の実現が可能になるよう、往診の活発化並びに推進を図ること。

- ④ 県は、将来を担う若者の健康意識教育の一環として、全県域で成人病、特に糖尿病に対する重症化予防と、体験談を伝えるような啓発活動を行うこと。
- ⑤ 県内・緊急災害発生時における透析患者への対応・透析施設との連携について、具体的、明確な施策を行うこと。

ア. 神奈川県「透析患者支援マニュアル」で定めるネットワークの再確認として、透析病院・施設の被害状況などの受け入れ態勢、対応の情報確認の通信訓練を、インターネット、FAX、メール、電話等の積極的参画の啓発、奨励と徹底を行うこと。

イ. 災害発生時に近隣透析施設間連携を図るための県内ブロック（横浜は3ブ

ロック化)、ネットワーク化など、医療機関も交えた連携手段を具体的に整備、拡充すること。

ウ. ライフラインが停止した場合、県はどのような対応をするのか、市町村行政間での連携を如何に取り組んでいくのか、早急な対応策を検討すること。そのために、緊急車輛搬送、船舶の利用、自衛隊のヘリコプター等の移動も考慮した検討を行うために、国や県、医療、患者会等関係者が一同に会した懇談、検討会を実施すること。

4 低所得者、貧困世帯への支援を

(1) 生活保護制度の改善・充実について

- ① 生活保護受給者援護のため、県独自の夏季・年末など福祉手当を各1万円支給すること。
- ② ケースワーカーの増員を図り、研修の改善・強化により、生活保護利用者及び生活保護を必要とする方々に寄り添った対応の充実を図ること。
- ③ 生活保護利用者全員を対象にした「資産調査」は、人権侵害であり止めること。
- ④ 各市福祉事務所とも連携しながら県としてイニシアチブを発揮して、一時的な仮住まいである無料低額宿泊所の入所者について、入所年数、アパート等への転居希望の有無と実現しない理由等について定期的に調査をおこない、居宅設定による自立支援を促進すること。また、無料低額宿泊施設の実態を詳細に把握し、劣悪なものについては改善指導を厳しく行うこと。

(2) 生活困窮者自立支援法について以下の項目を国に働きかけること

- ① 地域格差が生じないように、家計相談や子どもへの学習支援も必須事業とすること。
- ② 就労訓練の1つである「中間的就労」は、最低賃金以下で働いてよいとなり、生活困窮者を劣悪な労働環境においてもかまわないとするもので問題である。見直すこと。
- ③ 「住宅確保給付金」は、対象を離職者に限定せず広げ、使い勝手のいいものに改めること。
- ④ 生活困窮者支援法には経済的給付はほとんどなく、生活困窮者の支援の実態とかけ離れたものになっているため改善すること。
- ⑤ 相談窓口業務は就労に偏った支援である。給付金についても再就職ができそうな人にしか利用を認めないなどの運用はさけること。
- ⑥ 生活保護を受けるべき人が自立相談窓口に戻され、生活保護が受けられず帰されることにならないよう、運用に配慮すること。

(3) 生活困窮者への支援

- ① 生活保護受給者、低年金で暮らす高齢者をはじめ、生活困難に直面している県民への支援事業を充実させるため、生活実態調査を市町村と協力して行うこと。
- ② 生活困窮者自立支援法に基づく自立支援相談体制の充実において、低所得者の

冷・暖房対策や熱中症予防の充実がどのようにできるのか具体的に示すこと。

- ③ 「住まいの確保」に困っている住民に対する公営住宅の空き部屋への入居のあっせんについて、市町村の意見を聞きながら検討した結果（検討の課程も含め）を明らかにすること。
- ④ 民間アパートへの入居について、家賃補助などの支援を行うこと。
- ⑤ 県営住宅の新設など低所得者の住まいの確保を進めること。
- ⑥ 生活困窮者に対する県の生活支援施策を充実強化すること。
- ⑦ ひとり親家庭等医療費助成制度の自己負担、所得制限をなくすこと。
- ⑧ 生活に困窮する高齢者、子育て世代、若者への家賃補助など住宅支援、住居喪失者のための住居と安定就労のための「チャレンジネット」のとりくみを、国とも連携して拡充すること。
- ⑨ 就学援助費の所得基準を、生活保護費の1.5倍にすること。

IV. 雇用を増やし、中小企業を守り、地域経済振興を促進する

1. 雇用を増やし、働くものの権利を守る神奈川を

- (1) 労働者の権利擁護、労働組合育成を図る労働者保護行政機能の充実と体制の強化を図ること。労働行政にかかわる人員の増加をはかり、かながわ労働センター・各支所の体制を抜本的に強化すること。労働相談の体制と機能の充実をはかること。専門的な知識を持った職員を計画的に育成すること。
- (2) 神奈川県労働委員会の事務局の人員を増やし、より使いやすく、より迅速な対応ができる体制を構築すること。迅速な審理を保障するために、労働委員会の審問室・控室の拡充をはかること。
- (3) 非正規労働者も含む、すべての労働者の安易な解雇を行わないよう企業に対し、強力に指導・啓発をすること。雇用や地域経済に重大な影響を及ぼす事業所の閉鎖・縮小、リストラなどの経営計画については事前公表させ、労使間ばかりでなく下請関連企業や地元自治体との協議を行うよう要請すること。県としても情報を収集し、必要な指導・啓発を行うこと。
- (4) 労働基準法など労働法規を遵守するよう指導・啓発を強めること。労働センターの相談などで違法行為を行う企業を把握した際は、直ちに労働基準監督署と協力し法規違反を是正させること。人権侵害であるパワハラ・セクハラ・マタハラなどを根絶するために県独自の施策を行うこと。また、企業を強力に指導すること。いわゆる「ブラック企業」の根絶にむけた「ディーセントワーク条例」の制定など施策を実施すること。
- (5) 若者に労働法の基本的知識を周知する取り組みを強めること。2015年度に県が作成した若者労働ハンドブックを増刷し活用を思い切って広げること。高校3年生には、教育部門と連携し、私立学校も含む全生徒に配布すること。

- (6) 建設労働者の技能訓練や外国人技能実習生も含めた、さまざまな技能検定がおこなわれている県立産業技術短期大学西キャンパス実習棟の老朽化対策をはじめ、施設・備品の改修・整備を早期におこない、訓練環境を抜本的に改善すること。
- (7) 「インベスト神奈川」「セレクト神奈川 100」で助成した企業が、労働者の大量解雇や重大な法令違反をおこした際には、助成金の支給を凍結すること。また、助成企業が撤退や事業縮小などした際は、助成金の返還を求めること。
- (8) 正規雇用を拡大するために、県独自の施策を実施すること。また、国に対し、実効性のある正規雇用拡大の対策を行うよう働きかけること。雇用の重要な役割を担う中小企業について、雇用確保・拡大にむけた県独自の支援策を行うこと。県の正規職員の雇用を増やすこと。
- (9) 雇用をさらに不安定化する労働法制の改悪について反対すること。直接雇用・無期雇用を原則とする雇用ルールを確立するよう国に求めること。
- (10) 雇用の実態調査を行い、県の各機関への障害者雇用を促進するとともに、雇率の低い大企業については、達成のための指導を行なうこと。中小企業などが障害者を積極的に雇用できるよう、県としての支援策を拡充すること。
- (11) 国・神奈川労働局が策定した「正社員転換・待遇改善実現プラン」に対応し、県としても独自に取り組みを強めること。非正規労働者の賃金・労働条件を労働局とも協力し調査して、条件を満たしている全ての労働者の労働保険、社会保険加入や、正規労働者との均等待遇、正規化への啓発を強めること。
- (12) すべての労働者の年間総実労働時間を 1800 時間以下にさせるよう啓発・指導すること。特に働き盛りの男性正規労働者の労働時間を減らすよう啓発・指導すること。不払い残業をなくし、年次有給休暇取得のとりくみを強めること。模範となるべき県自らが、県職員の不払い残業の根絶と、有給休暇の完全取得を行うこと。
- (13) すべての県民が健康で文化的な生活を実現できるよう、生活保護水準を下回らない最低賃金の実現、少なくとも「時間額 1500 円以上」の実現に向け、国・神奈川労働局に強く働きかけること。県が直接雇用するすべての労働者の賃金時間額を 1500 円以上にすること。県が直接雇用する非正規労働者の労働条件を均等待遇とすること。
- (14) 地域経済活性化の観点から、県内経営者団体などに対し、県知事が賃金の引き上げを要請すること。新たな公務員賃金の引き下げに反対し、県としても新たな賃下げ・労働条件改悪を行わないこと。
- (15) すべての企業に対し「年金の全額支給まで雇用を継続する」よう強く啓発指導すること。高齢者雇用安定法 5 条及び 40 条に規定する高齢者団体に対し、援助・助成をはかり、育成すること。
- (16) 障害者の「はたらく」支援について
 - ① 民間企業の発注に新たな仕組みを設け、直接的な公の発注にこだわらず、公的機関の発注を受けた企業が企業の中の仕事を障害事業所に出していくことにより企業と障害事業所の関係から、雇用や新たな仕事の創設に繋がる方法を検討すること。

② 商店街活性化等を利用して高齢者の居場所＋障害者事業所の製品販売（新たな事業所外活動）として部局や、さらには要援護者の種別（高齢、児童や障害者など）を越えて共に行える神奈川らしい取り組み（「居場所」＋拠点化）を発想した政策を検討すること。

③ 国立県営の神奈川障害者職業能力開発校について、職員配置は国基準を上回る県単加配を継続・充実するとともに、国基準の引き上げ・予算措置の充実を国に求めること。空調設備をはじめ施設設備の老朽化対策の早期実施をはかること。

（１７）外国人労働者について

① 外国人労働者や外国人実習生の実態について全面的に調査し、雇用・賃金・労働条件などの大幅改善や、労働保険、社会保険加入などが行われるよう、企業に啓発指導すること。

② 外国語の労働手帳を発行すること。

（１８）外国人家事支援人材事業について

① 神奈川県が国家戦略特区に提案した、外国人家事支援人材事業は、外国人技能実習生への人権侵害が後を絶たず未解決ななか、新たに家事支援の分野に規制緩和を拡大して外国人労働者を導入することは無責任であり、中止すること。

② 事業実施、家事支援サービスの提供にむけて進められているが、外国人労働者の権利をまもるための様々な基準やルールを徹底するために、神奈川県第三者管理協議会が役割を果たすよう、行政機関だけでなく法律家、労働関係者や学者などを構成するメンバーに含め、会議を公開し、定期的を開催して実施状況を確認し公開すること。

（１９）毎年発行している労働手帳の増刷をはかるとともに、パートタイム、契約社員、派遣労働者など、雇用形態別のハンドブックを発行すること。高校生・大学生にむけた簡易な「労働手帳」のようなものを発行し、配布すること。

（２０）「公契約条例」を制定すること。委託費の積算基準、特に人件費の積算基準を確立すること。最低制限価格制度の拡充を図ること。最低制限価格制度が導入された委託業務で働く労働者の賃金・労働条件が改善されたか、調査すること。県が発注する公共工事や委託業務で働く労働者の賃金実態調査を行うこと。また、その結果を公表すること。

（２１）県の委託業務にかかわり、委託先が変更になった場合、そこで働く労働者の雇用を継続するよう、委託先に要請すること。

（２２）すべての県内争議の早期解決のため、指導・助言を強めること。特に、いすゞ・日産など大企業職場での「非正規切り」について、早期に解決するよう県として企業に働きかけること。県が指導権限を持つ「かながわ共同会愛名やまゆり園事件」については、県当局が解決に責任を果たすこと。

（２３）介護・福祉職場をはじめとした県の指定管理、委託、請負業務に従事する労働者の賃金・労働条件を点検し、人間らしく誇りをもって働けるよう処遇改善を指導、推進し、そのための支援策を拡充すること。

2 中小零細企業の施策を推進し、地域経済の活性化を図る

- (1) 消費税 10%増税と、社会保障制度の負担増の撤回を国に強く求めること。中小業者に多大な実務負担を押し付け、免税業者の取引排除を招く的確請求書（インボス）制度の導入を行わないよう国に求めること。
- (2) 地域経済と社会を支える小企業者を支援すること。そのために小企業者の経営実態に踏み込んだ調査を直ちに行うこと。
- (3) 「中小企業・小規模企業活性化推進計画」には小企業者の声が反映されていると思われる。小規模企業者はもとより、小企業者の声が反映されるよう、審議会の構成員に入れること。また、モニター制度についても小企業者の意見が恒常的に反映できる仕組みを抜本的に強化すること。
- (4) 神奈川県産業技術センターと公益財団法人神奈川科学技術アカデミーの統合・地方独立行政法人化にあたっては、神奈川県の経済を支えている中小企業の現状と課題を把握し、ニーズに対応した技術支援活動に注力できる機器、人員体制を整備すること。

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所に対して、神奈川県の産業規模に見合った十分な技術者を確保し、県内中小企業に対する技術支援活動を維持強化できる交付金を確保すること。

また、工芸技術所、計量検定所及び他の試験研究機関について、県民サービスを低下させる地方独立行政法人化はすすめないこと。

- (5) 地域経済振興と仕事おこしのために以下の項目を行うこと。

- ① 仕事起こしと経済対策として、経済波及効果が大きい「住宅リフォーム助成制度」を創設すること。
- ② 高崎市の「まちなか商店リニューアル助成制度」を参考にして、店舗・町工場を対象にした助成制度をつくること。2016 年度に「商店街未病を治す取り組み支援事業」としてコミュニティカフェ設置のための店舗リニューアル助成が事業化されたが、「未病を治す取り組み」に限定することなく、広く「街なか商店リニューアル助成制度」として制度を拡充し、予算も増額すること。
- ③ 地域のコミュニティの核となる商店街や工場街を守るため、小企業者が借りる店舗や工場の家賃に補助する措置をおこなうこと。
- ④ 大型店の出店に際して既存の小売店と出店調整する仕組みを作り商店街を維持・活性化をはかるため、法改正を国に求めること
- ⑤ 県有施設の修繕について「小規模工事登録制度」をつくり、入札参加資格を持たない地元の小規模建設業者に仕事を発注すること。
- ⑥ 中小業者の官公需受注機会を確保するため、分離・分割発注を行う等、零細業者にもアクセスしやすいように改善すること。
- ⑦ 元請企業や中間企業の下請企業に対する不払いについて、建設業法第 41 条による積極的な行政指導を行うこと。

- ⑧ 下請け取引適正化推進講習会を拡充し、企業への案内を広げるなど、下請け取引適正化の取り組みを強めること。
- (6) 県とその外郭団体がおこなう工事、物品および委託契約の発注にあたっては、県内事業者、地元事業者へ優先発注を基本とすること。
- (7) 金融制度にかかわり以下の改善を図ること。
- ① 小企業者の起業支援や資金繰り要求に応える施策を充実すること。
 - ② コンサルタント機能を発揮し、制度融資を利用しやすいものとし、自治体融資の比重をあげる。起業への支援、特に資金繰りの要求に応える施策を充実すること。
 - ③ 制度融資の審査に際し、制度の趣旨に鑑み、税金滞納、過去の事故・免責、親族の債務、赤字決算などがあることをもって、機械的に申し込みを断らないこと。親身に相談に応じるよう関係機関に働きかけること。
 - ④ 政府による信用保証協会『特別小口』の部分保証化への動きに反対すること。
 - ⑤ 共通番号制を廃止・中止にするよう国に要望すること。共通番号が不記載でも申告書を受領すること。
- (8) 徴収行政にかかわり以下の改善を図ること。
- ① 納税緩和措置を県民に広く知らせ、積極的な活用を呼びかけること。また、滞納整理の相談が可能となるよう必要な体制をとること。
 - ② 県税の滞納整理は国税や社会保険料なども含めて、所得の4割の負担が求められている中小業者の実態を踏まえ、生存権を保障する観点から地方税法や国税徴収法に基づいて、滞納者の生活や経営実態を把握し、実情に即した対応をおこなうこと。強権的な徴収により、倒産・廃業に追い込まれれば、回収もできなくなり、税負担の公平の観点からも問題になる。中小企業活性化推進条例を活用し、経営を支援し、所得を増やす経営指導の視点を税金の徴収の分野でも生かすこと。滞納整理マニュアルを公表すること。納付誓約書を強制しないこと。
- (9) 県道路公社管理の有料道路の料金引き下げや無料化を図るなど、地域活性化にむけて積極的な取り組みを行うこと。
- (10) 生活福祉資金の審査に3カ月かかり、結局、実行されませんでした。生存権を踏みにじる行為です。「世帯の更正(自立)図る」趣旨を生かし、中小業者(生業)を成り立たせる制度に改善すること。申し込みから実行までの期間を短縮し、却下の際は理由を明確にすること。

3 TPPに反対し農林水産業の振興、食の安全を守る

- (1) 政府は交渉経過を一切明らかにしないまま、次期国会でTPPの批准を目論んでいる。先の「大筋合意」が最終合意ではなく、さらなる譲歩を日本側に求める動きが、アメリカ側で顕著になっている。食の安全と家族経営を守るためTPPから撤退するよう国に求めること。
- (2) 2015年度の農業白書では、担い手の減少を背景にして食料供給能力の低下が危惧される状況を警告している。食料自給率の向上をすべての政策の柱に位置付けるよ

う国に求めること。

(3) 都市農業振興のために

- ① 都市農業振興基本計画が閣議決定され、市街化区域農地の位置づけが「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」に大きく変わったことを踏まえ、市街化区域農地を存続する上で大きな障害となっていた宅地並み課税や高い相続税評価の軽減など、税制改正の実現を国に働きかけること。
- ② 同「計画」で主な講じるべき施策の一つとされた、防災機能の発揮を具体化するための「防災農地」協定の推進をはかること。そのために、井戸の掘削、仮設トイレ、簡易テント、発電機の常備などについて、市と協議の上、県として対応を具体化すること。
- ③ 各市の都市農業振興ビジョン策定に当たり「担い手育成」「耕作放棄地対策」「地産地消」などの施策化のため、県としての対応策（助成策）を明示すること。
- (4) 「青年就農給付金制度」を一定期間の就農を前提として、希望する青年すべてを対象とするよう国に制度の改善を求めること。
- (5) 青年就農給付金の受給期間の延長を国に要求するとともに、終了後の県による支援制度を具体化すること。
- (6) 新規就農者の多くが志望する、有機農業の本格的指導体制の構築と有機農業を実践するグループへの支援を強化すること。
- (7) 地場農産物と学校給食等との結合を強めるため、地場産を取り入れた給食の実例とそのシステムを広く紹介し、地産地消型給食の普及を図ること。
- (8) 畜産振興のため、飼料の自給生産の推進と価格安定基金の拡充をすすめること。
- (9) 林業・漁業について
 - ① 公共建築物等の建設にあたっては、神奈川県産材の使用を一層促進するとともに、一般住宅の新築やリフォームなどへの利用を広げるため、補助事業の再開を国に求めつつ、県独自の補助制度を創設すること。
 - ② 森林所有者の土地境界が明確にできない状況は、森林整備など事業をすすめるうえでの障害になっている。地籍調査・境界確認を促進するための支援と体制の強化を図ること。
 - ③ 鳥獣被害防止のための予算を拡充し、鳥獣被害防止が有効に行える措置を講ずること。また、捕獲を担う人材の育成・確保のための対策を強化すること。
 - ④ 有害駆除に限り銃猟禁止区域でも銃器使用によるトメ刺しができることになったが、狩猟者が居住地外からの依頼に基づいて殺処分を行う場合の手続きを簡素化すること。
 - ⑤ 若手狩猟者養成のため県内各大学に狩猟クラブを組織するよう、大学など関係機関等と協議すること。
 - ⑥ 県立農業アカデミーに有害鳥獣対策講座を開設すること。
 - ⑦ 森林の手入れ、保全システムを拡充し、鳥獣被害防止対策を強化するとともに、木材の円滑な供給に向けたストックヤードの確保を支援するなど、県産木材の利用

拡大に県として積極的に取り組むこと。

- ⑧ 沿岸漁業の振興をはかるため、施設整備や種苗放流事業などの支援を強めること。
- ⑨ 現在、漁業用軽油取引税の免税措置が継続されているが、漁業者が安心して操業できるよう免税措置の恒久化を国に求めるとともに、県としても漁業操業の効率化や漁業経営の改善につながる施策の推進を図ること。

V 防災と環境優先のまちづくり、原発ゼロへ再生エネルギー普及を

1 防災対策の強化を

- (1) 県下 7 千カ所以上の急傾斜地、盛土および液状化危険個所の再調査と対策を早急に強化すること。
- (2) 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域、同警戒区域の設定を早期に行うよう対策の強化を図り、計画的なハード面の防災工事の推進を行うこと。
- (3) 長周期地震動や地盤液状化などへの対策を強化すること。
- (4) 津波の迅速な察知と伝達の体制を充実させるため、相模湾沖でも海底水圧計の運用、GPS 波浪計の設置とあわせて、多種多様な沖合観測網の整備をすすめるよう、国に働きかけること。
- (5) 津波防災地域づくりの推進計画の策定及び総合的な津波対策について、沿岸市町村と協議するとともに、専門的技術、知見に係る情報提供等の協力を行うこと。
- (6) 交通やガス、上下水道などライフライン施設の点検を急ぎ、必要な補強、補修を優先して実施すること。
- (7) 減災推進事業について、地震防災戦略の重点施策に、常備消防や消防団等への補助対象の拡大、並びに補助率を引き上げること。
- (8) 収用人数の不足が危ぶまれる地域の災害避難所の設置については、県内市町村と連携し、早急に増やすこと。
- (9) 耐震診断・補強工事助成について、新耐震基準以降に建築された建物の中にも、倒壊する恐れがあるものがある。そのため 2000 年 5 月 31 日までの建物について、市町村が取り組む耐震診断助成と耐震補強工事助成に対し、補助を引き上げること。
- (10) 家庭における回転備蓄の考え方を普及し、10 日以上の水・食料品の準備、トイレ対策及び非常持ち出し袋の準備などとともに、家具転倒防止対策など、まず自らの身を守る事の徹底を様々な団体と連携して推進するための助成制度を創設すること。
- (11) 災害発生時、「災害ボランティアセンター」が素早く立ち上がるように、普段より NPO 法人神奈川災害ボランティアネットワークなど、災害ボランティア団体との連携を行い、防災ボランティアや防災リーダーを積極的に育成するとともに県域・市町村域の災害ボランティアネットワーク活動への支援を行うこと。また、防災訓練においては

各地域災害ボランティアネットワークとも必ず連携すること。

- (1 2) 災害対策本部となる市町村庁舎の整備・耐震補強等への補助制度を確立すること。
- (1 3) 「市町村地域防災力強化事業費補助金」を継続し、市町村の実情に即した対象事業の拡大や柔軟な運用をはかり、予算を増額するなど拡充すること。
- (1 4) 避難所に指定されている施設への自家発電設備の設置が進んでいない市町村の状況等を県として把握し、支援すること。
- (1 5) 障がい者の避難について
 - ① 「大規模災害と障がい者」という観点から、「東日本大震災と障がい者」に関する検証（死亡者・行方不明者の正確な把握、発生直後からの生活実態（避難、避難所、仮設住宅の有効性など））をすすめて、公表し、県の災害対策に生かすこと。
 - ② 災害時に、一般の避難所で健康な人と同じ環境で生活するのが困難な認知症患者や障がい者、妊婦らを受け入れる福祉避難所の指定を、すべての自治体で小学校区に1つの指定となるよう設置すること。また、広域的な応援体制の確立や、介護ボランティア養成などに積極的に取り組むこと。
- (1 6) 近年の台風や集中豪雨などによる河川の氾濫、溢水が多く発生しており、早急な河川改修や整備が求められている。今まで以上に対策を強め、県が2010年に策定した新セイフティーリバー計画を前倒しして進めるなど、早期の対応を図ること。少なくとも新セイフティーリバー計画が計画どおり進むように財政措置を含めた対応を強化すること。

境川の河川内にある大木等により狭隘となり、川の流れの妨げになっている箇所及早急な整備を行うこと。
- (1 7) 地震が多発する中で、木造住宅密集地の防災対策や住宅耐震補強への支援を強化すること。民間のマンションに対する耐震診断、耐震設計、耐震工事に対する補助を新設並びに強化すること。
- (1 8) 津久井湖および相模湖での護岸崩落予算の確保と早急な対応を講じること。

2 県営住宅など公共住宅改善、住宅政策の充実

- (1) 神奈川県県営住宅ストック総合活用計画について、現時点での計画の進捗状況を示すとともに、全面的改善や個別改善が計画どおり実施できるよう予算を増額すること。
- (2) 県営住宅の応募倍率が高い状態が続いていることから、県営住宅の大量建設を行うこと。また、老朽化対策を早急に実施すること。
- (3) 家賃減免制度の周知徹底を図り、滞納による安易な追い出しをしないこと。
- (4) 県営住宅の街路灯などを、計画的にLEDに変更すること。
- (5) 県営住宅のリフォーム予算を増額し、空室をなくすこと。
- (6) 築40年以上が経過し、外壁の落下なども起きており危険性が高まっています。

修繕が必要な箇所等について直ちに調査を行い、今後の維持・修繕計画を年度と団地名を示し、具体的に立案すること。

- (7) 神奈川県として民間賃貸住宅も対象とする「所得に応じた家賃補助制度」をつくること。
- (8) 低所得で住居に関して悩む高齢者のために、低所得高齢者住宅の建設、空家優先入居、家賃補助、入居の支援などの施策を充実させること。
- (9) 空家の有効活用または解体などに財政支援を行うこと。
- (10) 県内に避難している福島原発被災者に対し、国に長期無償の住宅提供を保障するなど新たな立法措置を求め、国が家賃減免を解除した場合は県営住宅に入居している世帯へ家賃減免を行うこと。

3 水道事業の改善

- (1) 水道事業を安定化するために、神奈川県広域水道企業団からの受水費の削減などの見直しを行うとともに、神奈川県内広域水道企業団をダウンサイジングすること、県がイニシアチブを発揮すること。また、水道施設の稼働率を上げ、適切に施設の統廃合を進めるなど経営のさらなる効率化を図ること。
- (2) かながわ方式による水ビジネスの推進をやめること。特に「企業庁と民間企業等で培った新たなビジネスモデルを県内、国内に広げ、海外展開へとつなげていく」という方針は、水道事業は原則市町村で行うとした水道法に照らしてもおかしいものである。水道事業の広域化や包括委託を広げる方針を撤回すること。
- (3) 神奈川県企業庁箱根水道営業所の民間包括業務委託は中止すること。
- (4) 県営水道料金の減免制度
 - ① 保育所、生活保護世帯などに対する減免制度を継続すること。
 - ② 障害者就労施設・障害者グループホーム等への減免率引き下げを中止すること。
- (5) 水道施設整備費（指導監督事務費）補助金交付要綱に定める交付率による交付金額の予算額を確保するよう、国に働きかけること。
- (6) 座間市と県企業庁との間で締結した1978年10月12日の配分水量に関する「基本協定書」、1993年の分水に関する「契約書」の見直しを行うこと。
- (7) 県西地域における水道事業の広域化等に関する検討会については、広域化、官民連携による包括委託を導入するものであり、やめること。今後は、県西地域の各水道事業者の課題を抽出し、その課題解決のため県として支援を強めるという方向性を明確に打ち出すこと。

4 都市環境行政の推進

- (1) 羽田へのアクセスを10分しか短縮しない羽田—川崎連絡、カジノ誘致を含む総合型リゾート開発、住民合意のないツインシティ計画（寒川—平塚市域）などは中止を含む根本的な見直しをすること。
- (2) 廃棄物処理対策について

循環型社会形成推進計画に基づき、計画的な廃棄物処理施設等の整備を行うため、要綱に定める交付率による交付金額の予算を確保するよう国に働きかけること。

(3) 海岸の保全について

早急に砂浜の浸食及び砂の劣化原因について調査を行い、最良の養浜及び改善対策を講じるとともに、かながわ海岸美化財団による清掃を強化すること。

5 まちづくり

(1) リニア中央新幹線について

- ① リニア中央新幹線の建設は、そもそも必要性がなく、自然環境や生活環境を破壊し、事業採算性の見通しが甘く国民にサービス低下や税金投入などの負担を強いるものであることから、中止を求めること。
- ② 水源地や相模川等の河川の環境保全、大量の建設残土発生にともなう諸問題について、関係する地元自治体とともに県として対応すること。
- ③ 建設工事にかかわる事業地やその周辺地域の住民に対するＪＲ東海の不誠実な対応が問題となっていることから、ＪＲ東海に対して県として、住民にたいする説明責任を果たし、住民合意がないまま工事を進めないよう求めるとともに、必要に応じて県としても対応すること。
- ④ 環境影響評価書で評価されていなかった誘導集電設備の建設計画が突然計画され発表された小倉変電所（相模原市緑区）について、住民合意のないまま建設を進めないよう、県としても対応すること。
- ⑤ 県立相原高校敷地内でのリニア関連工事をＪＲ東海が要請してきていることについては、教育活動や生徒の学校生活に支障を来さないよう、県として毅然と対応すること。
- ⑥ ＪＲ東海から受託した用地買収業務については、各地域全体としての住民合意がないまま、おこなわないこと。
- ⑦ リニア中央新幹線建設にともなう神奈川県内の財政負担の見通しについて、県民に明らかにすること。

(2) 駅利用上の安全と利便の確保

- ① 障がい者、高齢者が安心して外出できるように、ホームドア（可動柵）の設置を引き続き鉄道会社に働きかけること。ホームドアが設置されるまでの間、ホームの点字ブロックは、内方線ブロックとするよう関係機関に働きかけること。
- ② 障害者が駅構内を安全に移動し、電車への乗降を安全に確実にし、乗り換え等の必要な依頼ができるよう、人員を十分に配置するよう各鉄道会社に求めること。特にホームドア（可動柵）の設置をすることにより、駅の用員をなくしたり、ワンマン運転にしていく傾向があるが、それは絶対に行わないよう、関係機関に働きかけること。
- ③ 改札口や階段のチャイムは、始発から終電まで鳴らすこと。
- ④ 精神障害者の運賃割引制度を身体・知的障害者と同様な制度とすること。また、

国の制度とするよう働きかけること。

⑤ ターミナル駅を含めて、駅に幅の広い改札を作るよう関係機関に働きかけること。

⑥ 各駅に設けられているエレベーターの位置表示を改札前に分かりやすく表示するよう、関係機関に働きかけること。

⑦ J R御殿場線前線で I Cカードが利用できるよう、関係機関に要望すること。

(3) 公共施設、病院及び商業施設に「みんなのトイレ」整備が進められているが、成人でもオムツ交換ができるベッド仕様で整備するよう、指導の徹底をはかること。現在のベビーベッドサイズでは重症児者は使えず、180cm が必要。

(4) 警察関係

① 信号機整備等

ア. 歩道安全施設等整備事業費道路標示予算を増額し、信号設置要望等に早期に対応すること。

イ. 都心部の交差点での手押し信号装置を設置するなど、交通弱者向けの対策を急ぐこと。

ウ. 高齢者・視覚障害者用 L E D 付き音響装置の信号機を大幅に増やすこと。

エ. 騒音の多い広い交差点の音響信号機は、視覚障害者用付加装置の物とし、あわせてエスコートゾーンを設置すること。

オ. 福祉施設付近の交差点には、視覚障害者用付加装置のついた音響式信号機とエスコートゾーンを優先的に設置すること。

カ. 音響式信号機の音のなっている時間を早朝、夜間まで延長すること。(住宅地は 7 時前から 21 時まで、繁華街は 23 時まで)

キ. 交差点を歩車分離式に変更する場合には、音響式信号機(視覚障害者用付加装置)を必ず設置し、歩車分離式であることを音声で知らせる装置をつけること。また、既存の歩車分離式信号機にも優先的に設置すること。

ク. 音響式信号機が設置されている交差点では、必ず全方向から音が聞こえるようにすること。特に、歩車分離式信号機では必ず全方向に設置すること。

ケ. 緑石の 3 本突起は、硬質ゴムで作ること。

コ. 3 本突起を埋めた緑石(セーフティブロック)と車道との間は、最低限 5m m の段差をつけること。

サ. 緑石手前の警告ブロック警告ブロックは必ず 2 列とし、その周辺は平坦とすること。

② 停止線等の路面標示等の修繕予算の拡充および早急な修繕を実施すること。

③ 静音車対策

ア. 静音車につける車両接近通報装置について、県として視覚障害者や高齢者をはじめとする県民から要望を聞き、道路上での安全を確保するための、静音車対策を積極的に行うこと。

イ. 県の所有する静音車には率先して車両接近通報装置を設置すること。

- (5) 里山や斜面緑地など開発の抑制や緑地の公有化などで、神奈川の貴重な自然を守ること。また、地域活性化、産業創出を目的とした、林業等の里山事業を実施すること。

6 原発ゼロをめざし、再生可能エネルギーの普及促進

- (1) 再生可能エネルギーの普及拡大を図ること。また、省エネルギーや再生可能エネルギーの普及拡大に取り組む市町村の取り組みを把握し、支援するとともに、民間事業者・団体・NPO法人などとも連携した施策を講じること。
- (2) 避難所に指定されている施設への太陽光発電設備及び、蓄電池設備の導入を促進すること。費用の全額を国が負担した『再生可能エネルギー等導入推進基金事業』が2016年度に終了したことにともない、市町村の財政負担を軽減する県独自の補助制度を創設するなど、市町村を支援すること。
- (3) 原発の即時撤退を国と東京電力に求めること。また、全国原発の再稼働の中止を求めること。
- (4) 小水力、バイオマス、太陽光、風力、波力等の再生可能エネルギーを積極的に導入すること。
- (5) 自然エネルギーの開発・流通に挑戦する中小企業、NPOに補助金や融資、技術や経営指導などの支援を強めること。
- (6) 東京電力が横須賀に計画している石炭火力発電所の計画は、温暖化対策とは相いれないものなので、計画の見直しを求めること。

VI 青年・学生を支援、女性の地位向上、文化・スポーツの充実へ

1 青年・学生の支援

- (1) 高校卒業生の就職を保障するため、経済団体、企業などに正規雇用を増やすよう、強力に要請すること。
- (2) 就職も進学もできずに卒業した青年について、県として状況を把握し、就職指導支援員・相談支援員を配置・増強し、就職など生活確立にむけた援助を行うこと。
- (3) 「若者サポートステーション」を拡充すること。
- (4) 若者が文化を創造し発信していく土壌を作るため、世田谷区の児童館などで行われている若者がバンドの練習やダンスの練習ができる場所を、県有施設を利用して作ること。そのために、県有施設の整備や市町村施設の整備を促進・支援すること。
- (5) 県内の大学で期日前投票ができるようにすること。
- (6) 若者が自立し人間らしい生活が送れるよう、関係各所が連携し、公共住宅や家賃補助、生活資金貸付制度などの貧困対策と一体的な就労支援を強めること。
- (7) 学卒無業者、発達障害をもつ若者、「ひきこもり」の若者などに対する職業相談、

職業訓練、雇用確保のための施策にきめ細かく取り組むこと。交通費支給や訓練費用、生活資金の補償も整備すること。

- (8)「かなテクカレッジ」の1年、2年コースについて、若年者、とりわけ就職経験のないものについては、6ヶ月コースと同様に入学検定料、入校料、授業料を無料にすること。

2 男女平等・女性の地位向上へ

- (1) 県は「かながわグランドデザイン第2期実施計画」で県及び市町村の審議会などにおける女性委員の登用率を2018年に40.0%とすることを数値目標として掲げている。引き続き目標達成のための県としてクオータ制の普及を図ること。同時に暫定的特別措置の採用など率先した対応を検討すること。
- (2) 女性労働者の約6割をしめる非正規労働者の雇用実態調査を事業所ではなく労働者に行い、賃金の均等待遇・改善・向上を行うこと。調査内容に、労働契約書の交付や有休休暇の付与、雇用期間、賃金、雇用保険や社会保険の適用、妊娠中の保護や出産休暇、育児・介護休暇の取得及びワーク・ライフ・バランスに関する項目を入れること。また、調査で明らかになった問題について、改善すべき具体策を講じること。
- (3) 横浜市が実施した「非正規シングル女性社会的支援に向けたニーズ調査」から明らかになった問題を解決するため、緊急の対策を講じること。
- (4) シングル女性の住宅の保障や職業訓練・資格取得などステップアップをはかるための総合的政策を市町村とも連携して検討すること。
- (5) 男女賃金の格差、昇任・昇格、結婚・妊娠・出産などでの差別を是正させる取り組みを強化すること。また、介護・育児休業法にもとづいて転勤・配転・出向・転籍などの配慮義務、残業規制などの履行状況について改善策を講じること。
- (6) 男女機会均等法に関連した通達が国から出されている主旨をふまえ、妊娠出産などを理由とする不利益取扱いを行わないよう、県内事業所に啓発指導を強めること。
- (7) 「働く環境に関する事業所調査」に基づいた、深夜業職場の女性労働者が安全で働きやすい職場環境をつくるための施策とは何を指すのか具体的に示すこと。
- (8) 不安定な働き方を余儀なくされている非正規労働者や、病気になって働けない無収入者、解雇されて未収入の状況にある女性労働者にたいして、県としても緊急支援事業を検討し、生活保護の受給要件を満たさない女性に自立支援のための県独自の緊急生活資金の給付がうけられるなど総合的な対策をとること。
- (9) 女性のための就労支援策を強化、拡大すること。また、生活保障つきの職業訓練の抜本的強化などを国と連携して行うこと。利便性の高い横浜駅西口のマザーズハローワーク横浜の開催が平日のみに縮小された。ダブルワークやトリプルワークなどで、相談の機会が確保できないような女性の幅広い相談に応じるため元に戻すこと。
- (10) 高齢者の貧困率は高く、中でも未婚の女性、離別女性が経済的に厳しい状況に

- ある。無年金、低年金の女性の生活実態を調査し、県独自の施策を確立すること。
- (1 1) 女性相談所、女性相談員の機能を強化するため、非常勤職員の専門性の向上のために十分な研修、ゆとりある相談体制をつくること。
 - (1 2) 民間シェルターへの補助金を充実すること。原則 2 週間の保護を延長し、無料のシェルターを増やすこと。あわせて、職員の研修等の支援も行うこと。
 - (1 3) かなテラス（県立かながわ男女共同参画センター）が藤沢合同庁舎にオープンしたが、藤沢合同庁舎への移転は、あくまでもつなぎ施設とし、新たに女性問題の総合的な解決がはかれる、かながわ女性センターとしての規模・機能をもった施設を建設すること。
 - (1 4) 2017 年度に実施が予定されている「働く環境に関する事業所調査」は、300 人以下の中小事業所も対象とすること。特に中小自営業者の生活、労働実態把握のための調査項目を設けること。
 - (1 5) 国に対し次のことを働きかけること。
 - ① 男女の賃金格差を是正し、同一労働同一賃金原則を労働基準法に明記すること。
 - ② I L O パート労働条約を批准し、パート労働者の賃金・労働条件を早期に批准し、パート労働者の賃金・労働条件を正規の労働者と均等待遇になるようパート労働法の実効ある改正を行うこと。
 - ③ 課税最低限（基礎控除）の大幅な引き上げなしに、配偶者控除、第 3 号被保険者制度の廃止、・縮小は行わないこと。
 - ④ 中小工業、農林水産業家族従業者の働き分を平等に評価し、自家労賃を認め、正当な社会的評価を行うこと。同時に人権尊重や男女平等の是正に向けて、「自営業者が家族従事者に支払った給与は認めない」所得税法 56 条を廃止すること。

3 文化・芸術、スポーツの環境整備

- (1) 2020 東京オリンピックでは、神奈川県も競技会場を引き受けることになっている。オリンピックに取組に当たっては、①オリンピックの目的に貢献する、②民意を反映した運営に、③簡素で自然と住民生活との調和をはかることの立場を明確にすること。
- (2) オリンピックの開催のため、神奈川県が関連事業費をどのくらいと見込んでいるのか、県民に明らかにすること。
- (3) 県民がスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことができるよう、スポーツ政策の充実、環境整備をはかること。県のスポーツ振興ビジョンにうたう受益者負担等の導入は行わないこと。
- (4) 県立体育センターの施設改修・整備にあたっては PFI 方式を導入しないこと。また、施設の改修にあたっては、障害者団体の要望が十分反映されるようにすること。また、県立体育センターを長年優先利用してきた団体にたいし、再整備期間中のスポーツ施設利用の代替措置をとらないことによって、毎年開催してきた大会等が開けなくなっている事態がおきている。県のスポーツ行政として代替措置を行うなど責任ある対応を行うこと。

- (5) 県民が文化・芸術を自由に創造し、楽しむことができるよう、その条件整備と文化施設で働く職員の待遇を改善し、アーティスト・団体への助成、芸術鑑賞の機会を拡充すること。
- (6) すべての子どもたちに鑑賞機会を保障するため、学校での芸術鑑賞教室などの事業を充実させること。
- (7) フラワーセンター大船植物園について、植物園の機能を壊す「温室の廃止」「展示植物の選択と集中」「関谷事務所の廃止」等の計画を撤回すること。また、指定管理者制度の導入ではなく、県直営方式を維持すること。
- (8) 県立図書館、川崎図書館の充実を
 - ① 全国でも類を見ない蔵書を擁する県立川崎図書館を、企業支援に特化し、川崎市の「かながわサイエンスパーク」に移転しようとしているが、容量が小さく蔵書の分散を余儀なくされる。蔵書と機能を分散させず、川崎市内に存続すること。
 - ② 県立図書館の再整備にあたっては、PFI方式を導入しないこと。
 - ③ 県立図書館の正規の司書職が両館合わせ、35人と非常に少ない。500万人以上の人口県で下から二番目に低い。嘱託・非正規職員の司書の実態や労働条件を把握し、司書が長く続けられる条件を早急に実行すべきこと。現有司書人数は、これ以上切り下げないこと。
 - ④ 20年近くにわたり減額された資料費を全国都道府県の平均水準に引き上げること。
- (9) 旧女性センター図書館の役割を引き継ぐために
 - ① 県内の女性史研究や女性労働など、あらゆる女性問題にアプローチするのに役立つ図書館として、各研究者が研究途上で集めた資料やさまざまな県内のグループ・各機関の出版物・一枚もの等の原資料などの資料も積極的に収集・保存し、活用する方向性を付加すること。
 - ② 旧女性センター図書館で収集された出版物および資料は県立図書館に移管されたが、今後も更に県内の女性史研究や女性労働など、あらゆる女性問題にアプローチするのに役立つ図書館として資料の収集や保存、情報の発信を推進するため、予算は図書館事業として括るのではなく、女性行政推進のための予算として確保すること。また、県立図書館に移管したメリットを生かし、市町村図書館への支援策として、女性問題に関する資料情報を定期的に配信するなどの積極策を考慮すること。
 - ③ 全国1・2を争う女性専門の図書館を発展させる方向を打ち出し、この優れたコレクションにふさわしい位置づけをし、暫時女性関係コレクションの厚みをふくらまし、活用方法の研究などをしていくこと。女性研究の為に、女性資・史料の発掘、保存などを願っている人や研究者、若い人などとの交流を促進し、その意見を十分に反映し再編の中で正当に位置づけること。

Ⅶ 消費者行政の充実・強化を図る

1 消費者行政の充実

- (1) 県中央消費生活センターを市町村・県全体の中核センターとして、位置づけ機能強化を図ること。
- (2) 中央消費生活センターを利用しやすくするため、分かりやすいパンフレット等を作成配布こと。
- (3) 複雑、高度化する相談の処理を、商法ごとに専門班を作り、個人処理ではなく情報の調査・分析、統一的処理などシステム処理・マニュアル化すること。
- (4) 事業者指導の実態（市町村からの依頼分も含む）を明らかにするとともに、指導の充実を図ること。
- (5) 架空請求、オレオレ詐欺など特に高齢者に対する悪質な犯罪が多発している。これらに対する適切な情報提供を行うとともに、被害防止、救済の取り組みを強めること。

3 食の安全について

- (1) 「健康に効果がある」と表示して販売できる機能性食品について、国の食品安全委員会が、「成分の安全性が確認できない」と指摘した。健康被害も心配されており、評価書の内容を精査し、販売禁止措置をとるなど被害防止に努めること。
- (2) 食品による健康被害情報について、製品や企業者名が伏せられている。情報の開示を強めること。
- (3) 国に食品表示監視強化を要請し、県・市の保健所による食品衛生監視体制を拡充すること。
- (4) 食品表示法の施行に対応して
 - ① 2015年4月、食品の表示について定めた、新しい法律「食品表示法」が施行された。新たに「機能性表示食品」制度も始まっている。消費者が食品表示を理解し、表示の活用がすすむように、積極的なとりくみを消費者団体と連携してすすめること。
 - ② 機能性表示食品について、特定保健用食品では「却下」された製品が受理されていたりしている。消費者庁は書式さえ揃っていれば受理するようなやり方など、制度の見直しを国に求めること。
 - ③ トランス脂肪酸の過剰摂取は動脈硬化や心臓病のリスクを高めることが明らかとなっており、アレルギー疾患や免疫力の低下とも関係しているとの指摘も多くある。そのため多くの国で表示は義務化されており、使用制限や使用禁止へと向かっている。神奈川県として、トランス脂肪酸の表示の推奨と国に表示の義務化を行うよう求めること。
- (5) 安全・安心の確保のため、食の相談ダイヤルや県のホームページ等の充実はもちろん、「かながわ食の安全・安心キャラバン」や「食の安全・安心基礎講座」などの取り組みについて、さらに市町村連携をすすめる、新たな開催地域において認知や

関心、参加が高まる工夫と内容の改善を行うこと。

- (6) 食品の表示問題、機能性食品、TPP と食品輸入など食の安全に関わる国の政策動向について消費者に情報の提供を行い、消費者の学習を支援すること。

- 4 消費者庁、国民生活センターなどの移転について、国に移転方針の撤回を求めること。

Ⅷ 原子力空母母港、オスプレイ拠点化の撤回、核も基地もない平和な神奈川を

1 核も基地もない平和なかながわを

- (1) 「安全保障関連法」は、集団的自衛権の行使を認めるものであり、明白に憲法違反である。同法の廃止を国に求めること。
- (2) 国民保護計画に関する予算措置を行わないこと。
- (3) 核持ち込みを容認した核密約が存在していたことが明らかとなり、横須賀に核が持ち込まれていたことが否定できない。国是である非核三原則を堅持するためにも核密約の廃棄を要求するとともに、非核三原則の法制化を国に強く要請すること。
- (4) 核兵器廃絶や恒久平和への願いを表明した『神奈川非核兵器県宣言』にもとづき、非核・平和意識の普及に今まで以上に取り組むこと。さらに核兵器の全面禁止に向けた禁止条約の制定に向け積極的に取り組むよう国に求めること。
- (5) 相模湾の原潜行動(訓練)区域の解消を国に要求すること。

2 米原子力空母の横須賀母港撤回と米軍基地撤去

- (1) 原子力空母ロナルド・レーガンが横須賀基地に配備された。これは、横須賀基地が原子力空母の母港化が恒久化・永久化につながるものである。原子力空母の横須賀母港をやめるよう米軍及び日本政府に強く求めること。
- (2) アメリカの「戦略的リバランス」政策により、2017 年までに米海軍横須賀基地を母港とする艦船を 14 隻体制にする計画が進められている。このような横須賀基地の強化には反対し、政府に対して中止するよう求めること。

3 原子力艦の原子力災害対策マニュアルの見直し

- (1) 「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」が改定されたが、応急対応範囲の設定など、国内の原子力発電所の防災対策と比較してもあまりにも不十分なものである。最悪の事故を想定したマニュアルとなるよう根本から見直すことを国に要求すること。
- (2) 巨大地震が起こった際の原子力災害として、原子力艦船の原子炉事故について、

どのように想定し、どのような対策をとっているのか明らかにすること。また、予想される巨大地震について、県として米軍に対してどのような対策を要求し、また、米軍がどのような対策を講じているのか明らかにすること。

- (3) 横須賀に入港中の原子力艦船が巨大地震の被害によって外部電力が喪失したことを想定し、横須賀には独自の「ガス発電所」が備わっているが、この発電施設の立地は、横須賀市が想定している津波3.5メートルで水没する場所にある。この点についての安全対策について明らかにすること。

4 厚木基地に関わって

- (1) MV22 オスプレイが、横田基地に配備され、県内の米軍基地や自衛隊基地を使用している。また、原子力空母ロナルド・レーガンの艦載機として CMV22 オスプレイを2021～26年の間に日本に配備する見通しを示している。このことで、厚木基地の使用が常態化する可能性が高くなっている。オスプレイの厚木基地飛来・使用、飛行訓練はやめるよう、日本政府と米軍に強く求めること。

- (2) 爆音被害の根絶のために

- ① 厚木基地でのいっさいの離着陸訓練をやめるよう、日米両政府と米軍に強く求めること。とりわけ、空母が作戦任務で出港する間に、洋上で実施される着艦資格取得訓練(CQ)では、終了後の深夜に艦載機が厚木基地に戻ることが多い。洋上でのCQ実施後は、厚木基地に戻らず、そのまま作戦任務につくよう米軍に求めること。
- ② 空母艦載機の爆音被害の元凶は、原子力空母の横須賀母港化である。平和で静かな街を取り戻すためにも、原子力空母の横須賀母港を撤回するよう日米両政府と米軍に求めること。
- ③ 米陸軍・海軍・空軍による基地周辺住宅地上空でのタッチ・アンド・ゴー訓練などは、安保条約・地位協定2条1項の「施設・区域の提供」にない空域での訓練であり、住宅地上空での訓練をただちに中止するよう、国と米軍に求めること。
- ④ 厚木基地での航空機爆音が県民に与える「生活被害」と「健康被害」の実態調査は、国に任せるのではなく県民のくらしと健康を守る立場から、神奈川県で実施すること。

5 空母艦載機の着艦訓練・日常訓練・基地周辺の生活環境の安全確保等

- (1) 住宅防音工事の第一種区域を拡大し、国の負担で施工後の維持管理をすることを国に要求すること。
- (2) キャンプ座間周辺自治体と米軍及び自衛隊とのヘリコプター運用とキャスナー飛行場の使用についての「軽減措置」の協定(夜間飛行時間の制限、深夜の飛行禁止、住宅地上空での飛行についてなど)の締結について、基地周辺自治体と共同し、米軍と国へ要望すること。
- (3) キャンプ座間周辺自治体に騒音測定器を設置のうえ、周辺住民の日常生活被害及

び健康被害の実態、特にヘリコプター騒音による低周波被害について県独自に調査すること。

- (4) 防衛省の全国の陸自の組織改編では、座間駐屯地の中央即応集団司令部の廃止。日米共同部の新設を決めたとの報道がある。これは、米軍と自衛隊が文字通り一体化するということであり、直ちに撤回を要求すること。

6 遊休化した県内提供施設の早期返還

- (1) 横須賀基地関係の米軍家族住宅の住宅建設計画は中止し、撤回するよう国と米軍に求めること。
- (2) 米軍人の基地外の居住に反対し、米軍人、軍属に対する税の特権的減免を廃止するよう引き続き国に要求すること。また、米軍がすすめている民間住宅提携プログラム(R P P)は実質的な基地の拡張である。民間の契約とは言え住民登録をしていないなど、横須賀市政、神奈川県政に関わる問題でもあり、反対の意思をハッキリと示すこと。
- (3) 日米合同委員会で返還が合意された池子住宅地区の「飛び地」は、いまだ返還時期が明確になっていない。使用していない米軍基地は、日米地位協定に基づいてただちに返還するよう、県として強く日本政府及び米軍に求めること。
- (4) 座間市内に存在するキャンプ座間の水源地、とりわけ県立谷戸山公園内の配水池は、米軍がすでに県営水道を使用していることから使用されていない。直ちに返還をするよう、強く日本政府及び米軍に求めること。
- (5) 厚木基地に相模鉄道線から引き込んでいる鉄道敷は、基地内では鉄道敷上は舗装しており、全く使われていない。これらの遊休地はただちに返還するよう求めること。

7 日米地位協定の抜本的改定など

- (1) 米国への従属的な関係の根本には日米安全保障条約がある。国に対し日米安全保障条約を破棄するよう求めること。また、日米地位協定の抜本的な改定を国として米側に求めるよう強く要望すること。
- (2) 米兵の犯罪や事故は、依然として根絶されない。管理者である米軍当局と、基地施設提供者である日本政府の責任を明確にし、日米地位協定の抜本改定を強く日本政府に求めること。
- (3) 「日本が第1次裁判権をもつ『公務外』の米兵犯罪について、日本はできるかぎり行使しない」という密約の存在が明らかになっている。今も生きているこの「密約」はただちに破棄すること。
- (4) 相模総合補給廠の爆発事故が発生し、危険物の保管状況などの情報がなく市民の不安が高まっている。基地内に保有する危険物の情報提供を求めること。また、日本側の立ち入り調査権を設けることなどを含め、地位協定の抜本的見直しを国に要求すること。

- (5) 三浦市でのヘリ墜落事故も含め、日米合同委員会で「訓練空域」に指定されていない空域での訓練飛行が増加している。こうした特権的優遇措置を止めさせ、日本の国内法を厳しく守らせること。
- (6) 2016 年 4 月に横浜ノースドックで米空軍が軍事訓練を行った。このことは、基地の使用目的から逸脱し、日米地位協定に違反している可能性が極めて高い。訓練を目的としていない施設で軍事訓練を容認することは、ますます軍事訓練ができる施設を増やすとともに訓練の常態化につながる。抗議し、二度とこのような訓練を行わないよう米軍と国に求めること。

8 県民のくらしや生命をおびやかす米軍基地を撤去させるため、日米安保条約の廃棄を国に強く求めること。

IX 県民本位の行財政運営を

1 財政運営の改善と県民サービスの向上に向けた取り組みについて

- (1) 今年 3 月に出された「中期財政見通し」の財政推計は、歳入を過小に、歳出を過大に見積もり、福祉、医療、子育て・教育など県民サービス部門をカットする結果になっている。こうした財政見通しは改め、県民サービスを積極的に推進する県予算とすること。
- (2) 臨時財政対策債による地方交付税の代替措置を廃止し、本来の地方交付税制度を厳守するよう国に求めること。
- (3) 法人 2 税の超過課税については、福祉や教育施策にも活用すること。
- (4) 未利用県有地は、県民福祉の向上をはかるためにも市町村等による保育所等福祉施設など公共利用を推進するよう。また、地元住民の意向にそって公共の施設整備又は市に用地提供を図ること。
- (5) 米軍関係者の自動車税は、県民が納める納税額と比較して最大 75% の免除となっている。日米地位協定第 13 条 3 項で「私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない」とあることから、自動車税の特例を廃止すること。

2 「緊急財政対策」ロードマップに基づく諸施策の見直し

- (1) 県民利用施設について
 - ① 神奈川県民センターの運営は、指定管理者制度の導入を行わず、県が責任をもって運営すること。
 - ② 県立障害福祉施設のうち、さがみ緑風園及び中井やまゆり園については直営を維持すること。津久井やまゆり園、愛名やまゆり園、厚木精華園及び三浦しらとり園については、県直営に戻すこと。また、秦野精華園については、かながわ共同会へ

の移譲は見直すこと。

- ③ 「民間への移譲について検討」するものとされた県有観光施設、『ユースンロッジ』（山北町玄倉）について、民間移譲に向けた事業者の募集がおこなわれ、「西丹沢安全登山協力会」が応募し事業候補者として選定された。しかし提案募集の条件は、建物は現況のまま無償で譲渡し、土地は無償貸付（原則 10 年）であるものの、建物の耐震補強を含む改修、水を確保するための井戸の採掘、浄化槽設備の更新などを、事業者の負担でおこなうされている。これは事業者、特に企業ではなく、法人格も持たない団体にたいしては、あまりにも過大な負担を強いるものであり、適切ではない。

これらの基盤整備は、県の公共責任でおこなうよう改めるとともに、根本的に、民間移譲という県の方針を抜本的に見直し、県立施設として存続・拡充すること。

（２）県の出先機関について

- ① 温泉地学研究所は「緊急財政対策」による見直しの対象とされているが、外部評価委員会の評価結果でも火山活動の研究だけでなく県西部地震や温泉（県内全域の大深度温泉を含む）の保全に関する研究において県民や行政に対して大いに貢献しているとされていることから、速やかに対象から除外すること。

また、高度な研究活動の維持・発展ができるように正規専門職員を増やすとともにサポートする職員の配置を増やし、県民の命を守る機関として観測システムの維持・高度化・老朽化への対応に配慮した予算を措置すること。

- ② 県の試験研究機関は、県内の農畜水産業や環境、衛生等々県民の命と暮らしに欠かせないものである。常勤職員の配置等人員体制の充実を図るとともに、研究・検査体制の充実強化、十分な研究予算を措置すること。

（３）県庁本庁舎の施設改善について

県庁本庁舎、新庁舎などが耐震補強工事中だが、来庁者用休憩所や水分補給場所など社会的弱者にとって必要な公共施設にあるべき施設がない。ウォータークーラーや椅子の設置を行うこと。

３ 県職員の人員削減をやめ、働きやすい職場環境をつくるために

- （１）職員を適正に配置し、長時間残業を解消すること。さらに管理職の残業の実態を調査し、長時間労働を改善すること。
- （２）図書館の司書や児童相談所、福祉施設の専門職員は再任用や非常勤ではなく、常勤の正規職員を増員して配置すること。
- （３）不安定雇用の拡大となる非常勤・臨時的任用職員・任期付公務員・行政補助員などを常勤職員の代替としないこと。
- （４）出先機関の事務職員を増員すること。
- （５）公用車の故障、老朽化の対策・更新を急ぐこと。
- （６）職員の福利厚生、県民サービス向上の視点から、県庁本庁舎に障がい者団体等が運営する食堂・喫茶室などを設けること。

4 指定管理者制度、P F I、独立行政法人化など民間活力の導入について

- (1) 指定管理者制度の運用については、2010年12月の総務省通知「指定管理者制度の運用について」を踏まえ、労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるべきことなどを徹底し、改善をはかること。
- (2) 重度障がい者施設などの福祉施設や医療機関、図書館、博物館、美術館など、高い専門性が求められる県立の施設については、指定管理者制度の導入はやめ、県直営で運営すること。
- (3) 公共施設の建設、維持管理、運営などにP F I方式を導入しないこと。
- (4) 県立保健福祉大学の独立行政法人化は行わず、自由な研究ができる環境と大学の自治自立、研究基盤を充実するためにも引き続き県直営で運営すること。

5 個人情報保護と情報公開の充実について

- (1) 情報公開制度の運用において、団体等の経営への過剰な配慮から非公開とされる状況がある。見直して改善をはかり、情報公開を促進すること。
- (2) マイナンバー制度は国が国民を徹底管理する意図があり、漏えいなど膨大な事故も予想される。既に制度を悪用した詐欺も起こっており、制度の中止・凍結を国に求めること。

X. 県内各地域からの要望

1 中郡（大磯町・二宮町）

- (1) 葛川と田代川の合流地域の浚渫工事を早急に実施すること。また、不動川の浚渫工事も実施すること。
- (2) 大磯港の防潮堤が8メートルの津波に耐えられるか、明らかにすること。
- (3) 海岸侵食対策を強化すること。
- (4) 相模湾にGPS波浪計などを設置し、津波警報を一刻も早く発令できるよう、国に要求すること。
- (5) 県内の太平洋岸自転車道計画を積極的に推進すること。
- (6) 国道1号線二宮駅前交差点を歩車分離方式に改善すること。
- (7) 県道63号線小田原厚木道路入口の慢性的な渋滞を解消すること。
- (8) 東海大大磯病院での産科・分娩再開を支援すること。
- (9) 県道71号線沿いの西友二宮店前のバリアフリー化を実施すること。

2 海老名市

- (1) 県道407号線の国分南1丁目19番32号から国分北2丁目17番1号までの地域に歩道を設置すること。

- (2) 目久尻川、永池川の河川改修を促進すること。

3 秦野市

- (1) 日本赤十字秦野病院の産婦人科医を早急に配置して、産婦人科の検診・分娩ができるよう支援すること。
- (2) 渋沢丘陵に建設中の大規模霊園は、自然を破壊するため、許認可を取り消し、渋沢丘陵の自然を取り戻すこと。
- (3) 県営秦野団地の集会所は、選挙の時の投票所として使用している。車いす等、誰もが出入りができるように入口の階段を改善すること。
- (4) 県営秦野団地4号棟、5号棟、7号棟、8号棟、9号棟の入口の段差をなくすること。

4 伊勢原市

- (1) 伊勢原市高森 2604 の産業廃棄物を早急に撤去させること。
- (2) 小稲葉地区の歌川、大堰橋から土安橋の区間は、この間の豪雨で危険水位をたびたび超す状態になっている。早急な改修・整備を実施すること。
- (3) 主要地方道伊勢原・藤沢線市役所前交差点に右折信号を設置すること。
- この付近には、市役所や文化会館・青少年センター等があり、伊勢原協同病院も移転新築され、大変交通量が多くなっている。しかし、右折信号が無い為、赤信号で右折している状況である。右折路線は作られているので、それに対応する右折信号を設置すること。

5 厚木市

- (1) 以下の箇所の「かすむ横断歩道」を補修すること。
- ① 厚木市旭町 5-19
 - ② 厚木第二小前信号、八百安まえ
 - ③ 旭町 5-22 岡田住宅手前
 - ④ 本厚木南口入口交差点
 - ⑤ 旭町 1 丁目交差点 ファミリーマート前
 - ⑥ 酒井金田線、旭町 4 丁目信号、旭町ソニー前
 - ⑦ 旭町 5 丁目 33、ファミリーハウス厚木前（駅南口入口信号への道）
 - ⑧ 酒井金田線、旭町 4 丁目 9、アイデーエンジニアリング（株）前、クリナップショールーム横
 - ⑨ 相模川沿い、旭町 3-25、ソニー前、河原入口（信号なし）
 - ⑩ 旭町 1 丁目、旭公園近く、19 番地、4 番地に挟まれた交差点
- (2) 主要地方道藤沢厚木線の寿町 1 丁目クリオマンション前交差点から元町交差点 N T T 前は、歩道が狭く大変危険である。歩道の拡幅など、歩行者の安全対策を行うこと。

6 三浦市

- (1) 城ヶ島大橋の利用実態は、漁港施設よりむしろ地域住民の生活道路として、そして観光上も重要な幹線道路としての役割を担っている。このことから、漁港施設から一般道路として位置づけし直し、無料化とすること。

また、大橋の竣工から 50 年以上が経ち、今後の老朽化対策に必要な予算を計上すること。

- (2) 三浦半島中央道路の長柄～桜山間について、当初、県が説明していた周辺の道路拡幅（県道と池子踏切の歩道設置）も進まず、桜山出口部分の周辺住民も長年にわたり反対し、十分な合意が得られていない。そのため工事の着工はせず、計画を白紙に戻すこと。

7 逗子市

逗子市内の生活道路に逗葉新道の有料区間を避ける車両が流入し、市内交通の支障となっていることから、逗葉新道の全線無料化を図ること。